

《行動計画編》

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

テーマ2 実践的な防災行動力を向上する〔発災前にすべきこと〕

ビジョン
編

行動
計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

第4章

第5章

テーマ2 実践的な防災行動力を向上する〔発災前にすべきこと〕
担当分担表

テーマ2 実践的な防災行動力を向上する〔発災前にすべきこと〕

担当分担表①

番号	計画	防災 対策課	秘書 広報局	企画 振興部	総務部
2-1-1	市民等への防災知識の普及と啓発(P159)	●			
2-1-2	安全な避難行動に対する啓発の取り組み(P161)	●			
2-2-1	自主防災組織の育成支援(P163)	●			
2-2-2	住民自治協議会の防災体制の強化及び育成支援(P165)	●			
2-2-3	消防団活動の強化及び支援(P167)				
2-2-4	地区防災計画の策定支援(P170)	●			
2-2-5	企業の防災体制の強化及び支援(P171)	●			
2-2-6	災害時協力井戸の取り組み(P172)	●			

※●：取り組み主体

担当分担表②

番号	計画	環境 生活部	健康 福祉部	産業 文化部
2-1-1	市民等への防災知識の普及と啓発(P159)			
2-1-2	安全な避難行動に対する啓発の取り組み(P161)			
2-2-1	自主防災組織の育成支援(P163)			
2-2-2	住民自治協議会の防災体制の強化及び育成支援(P165)			
2-2-3	消防団活動の強化及び支援(P167)			
2-2-4	地区防災計画の策定支援(P170)			
2-2-5	企業の防災体制の強化及び支援(P171)			●
2-2-6	災害時協力井戸の取り組み(P172)			

※●：取り組み主体

担当分担表③

番号	計画	建設部	消防団 事務局	会計 管理課	教育委員 会事務局
2-1-1	市民等への防災知識の普及と啓発(P159)				
2-1-2	安全な避難行動に対する啓発の取り組み(P161)				
2-2-1	自主防災組織の育成支援(P163)				
2-2-2	住民自治協議会の防災体制の強化及び育成支援(P165)				
2-2-3	消防団活動の強化及び支援(P167)		●		
2-2-4	地区防災計画の策定支援(P170)				
2-2-5	企業の防災体制の強化及び支援(P171)				
2-2-6	災害時協力井戸の取り組み(P172)				

※●取り組み主体

担当分担表④

番号	計画	上下 水道部	議会 事務局	農業 委員会 事務局	監査委員 事務局
2-1-1	市民等への防災知識の普及と啓発(P159)				
2-1-2	安全な避難行動に対する啓発の取り組み(P161)				
2-2-1	自主防災組織の育成支援(P163)				
2-2-2	住民自治協議会の防災体制の強化及び育成支援(P165)				
2-2-3	消防団活動の強化及び支援(P167)				
2-2-4	地区防災計画の策定支援(P170)				
2-2-5	企業の防災体制の強化及び支援(P171)				
2-2-6	災害時協力井戸の取り組み(P172)				

※●：取り組み主体

担当分担表⑤

番号	計画	市民 病院	関係 機関	自助	共助
2-1-1	市民等への防災知識の普及と啓発(P159)				
2-1-2	安全な避難行動に対する啓発の取り組み(P161)				
2-2-1	自主防災組織の育成支援(P163)			●	●
2-2-2	住民自治協議会の防災体制の強化及び育成支援(P165)			●	●
2-2-3	消防団活動の強化及び支援(P167)				●
2-2-4	地区防災計画の策定支援(P170)				●
2-2-5	企業の防災体制の強化及び支援(P171)			●	●
2-2-6	災害時協力井戸の取り組み(P172)			●	●

※●：取り組み主体

ビジョン
編

行動
計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

第4章

第5章

テーマ2
実践的な防災行動力を向上する
「発災前にすべきこと」
担当分担表

施策1 防災意識の高揚

2-1-1：市民等への防災知識の普及と啓発

◆市の取り組み（公助）

主体：防災対策課

市民等への防災知識の普及と啓発

1. 市民等に対する防災知識の普及と意識啓発

2. 外国人住民に対する防災啓発

▶ 行動計画の目標

- 「自分の命は自分で守る」という自助の理念を確立し、市民の防災力及び防災意識・知識が向上する。

▶ 具体的な取り組み

1. 市民等に対する防災知識の普及と意識啓発

- 「自分の地域は自分で守る」という自主防災意識を高め、防災知識の普及を図ります。
- 市民への防災知識の普及は、風水害時や地震発生時に想定される被害予測結果、本市における防災計画の内容等の情報を広報し、風水害・地震等の災害の発生に対し、市民、自主防災組織、企業等が、「自分の命は自分で守る」ために平時から準備すべき点、災害発生後の行動の注意点等、高齢者や障がい者等配慮を必要とする方への助け合い等、基本的な防災知識を重点として実施します。

（1）啓発の内容

- ① 市防災訓練、講演会、各種シンポジウム、出前講座等による防災知識の普及
- ② ハザードマップの作成及び活用
- ③ 報道機関、テレビ・ラジオ等による防災知識の普及
- ④ 市ホームページを活用した防災知識の普及
- ⑤ 防災啓発冊子「災害にそなえる」の活用

（2）市民の防災学習の支援

- 市民自らが積極的に各種の防災活動に取り組むため、住民自治協議会、自主防災組織等を対象にした出前講座等の開催、各種防災パンフレット等の作成を行い、防災知識の普及啓発に努めます。

(3) 要配慮者のための防災教育の推進

- 市民に対する防災知識の普及啓発を行う場合には、要配慮者に配慮した普及啓発に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。
- 防災及び福祉の関係各課が連携を強化することにより、高齢者など要配慮者の避難行動に対する理解の促進を図ります。

(4) 防災関係機関等と連携した啓発事業の実施

- 市民に対して事前の防災・減災対策及び発災時の防災行動等を適切に進めるため、市防災訓練等の機会に各防災関係機関とともに啓発活動を実施します。
 - ① 緊急地震速報や津波警報等の気象庁が発表する防災情報
 - ② 避難情報等
 - ③ 地震に対する備え（住宅の耐震化や家具固定、窓ガラスの飛散防止等）
 - ④ 最低3日間の家庭備蓄等
 - ⑤ 災害時の家族間等の連絡手段（災害用伝言ダイヤル「171」等）
 - ⑥ 共助の防災活動（救助活動への協力、要配慮者への支援等）
 - ⑦ 地震保険への加入促進等
 - ⑧ 災害教訓

2. 外国人住民に対する防災啓発

- 外国語版の防災パンフレットの配布や防災情報の多言語化等により、情報提供に努め、防災意識の高揚を図ります。
- 災害時には多言語による地震情報・安否情報・被災情報等の提供に努めます。
- 外国人を対象とした防災研修や訓練の実施に取り組みます。

施策1 防災意識の高揚

2-1-2：安全な避難行動に対する啓発の取り組み

◆市の取り組み（公助）

主体：防災対策課

安全な避難行動に対する啓発の取り組み

1. 安全な避難行動に対する啓発の取り組み

2. 集中豪雨に対する啓発

3. 土砂災害に対する啓発

▶ 行動計画の目標

- 安全な避難行動に対する意識・知識が向上し、市民が自ら情報を収集し、とるべき行動を判断できる。

▶ 具体的な取り組み

1. 安全な避難行動に対する啓発の取り組み

（1）避難情報等の対象とする避難行動

- 本市が発令する避難情報等には立ち退き避難が危険をとまなう場合には、屋内安全確保（待避又は垂直避難）をとることも想定していることを平時より啓発します。

〔参考〕避難情報等の対象とする避難行動

- ・ 退避先（指定緊急避難場所）への移動
- ・ （自宅等から移動しての）安全な場所への移動（親戚や友人の家等）
- ・ 近隣の高い建物、強度の強い建物等への移動
- ・ 自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）
- ・ 自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（待避）

※垂直避難・待避は家屋倒壊等氾濫想定区域に存していない、浸水しない居室があること

（2）安全な避難行動に対する取り組み

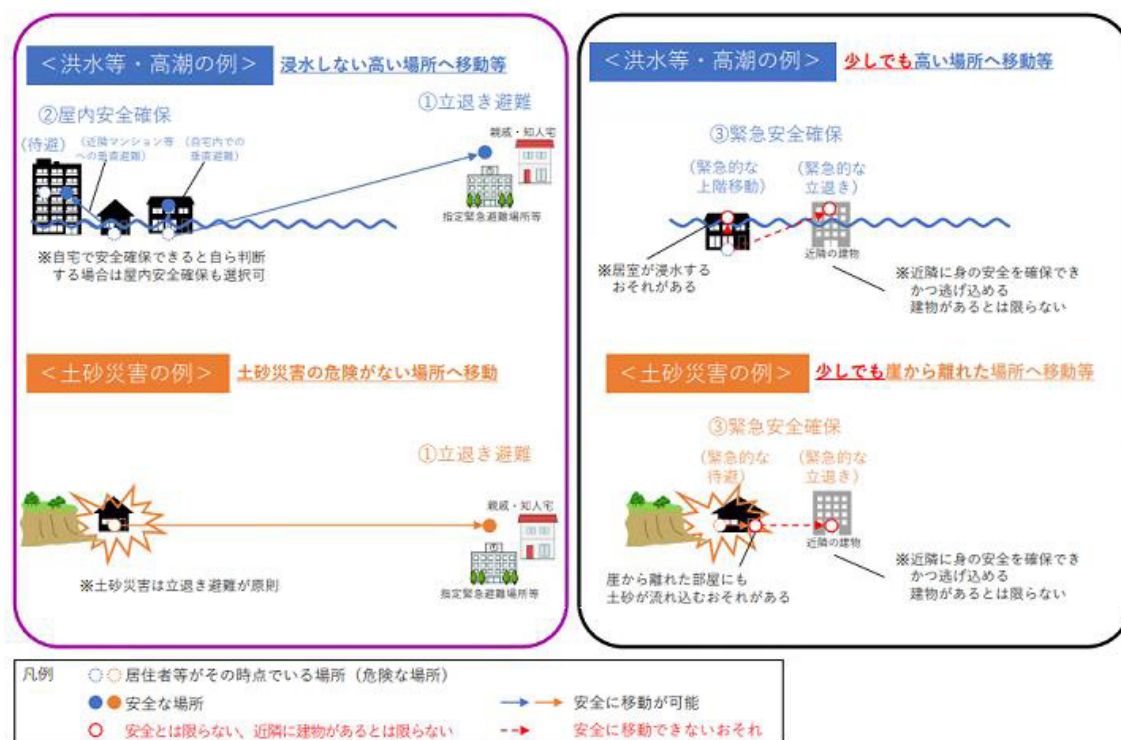
- 「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、洪水ハザードマップを活用したマイ・タイムラインの作成等をはじめとした住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図ります。

- 平時より住民自治協議会や自治会は消防団等地域の支援組織と連携し、水害時の避難行動について、本市の出前講座やNPO等を活用して情報の収集や避難の判断等についてのワークショップや訓練等を繰り返し行います。

〔解説〕避難行動の考え方

避難行動とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」です。「避難情報に関するガイドライン（内閣府，令和3年5月）」によると、平成25年の災害対策基本法改正以前における避難行動は、避難情報等の発令時に行う小中学校の体育館等への避難が一般的でしたが、安全性を確認せずに最寄りの避難所へ避難した結果、被災することがありました。

そういった背景もあり、法改正によって、屋外へ立ち退き避難することがかえって危険な場合には「屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。」という行動形態が追加されました。



〔参考〕避難行動のイメージ（洪水等・高潮、土砂災害の例）

出典：避難情報に関するガイドライン（内閣府，令和3年5月）

2. 集中豪雨に対する啓発

- 集中豪雨の際には早めの行動が大切であることから、本市は、市民に対して、日頃からできる集中豪雨に対する備えと災害発生時の適切な対処法を身につけるための啓発を行います。

3. 土砂災害に対する啓発

- 集中豪雨等による土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり等の土砂災害を未然に防止あるいは軽減するため、地域住民に対し土砂災害警戒区域や土砂災害警戒情報の周知徹底、土砂災害警戒区域における開発行為制限の周知徹底を行います。

施策2 地域防災力の向上

2-2-1：自主防災組織の育成支援

◆市の取り組み（公助）

主体：防災対策課

自主防災組織の育成支援

1. 自主防災組織の発足・育成

2. 自主防災組織の防災活動への支援

▶ 行動計画の目標

- 自主防災組織の発足・育成し、地域防災力が向上する。

▶ 具体的な取り組み

1. 自主防災組織の発足・育成

（1）自主防災組織の発足

- 自主防災組織は、発災時にまとまった行動が迅速にとれるという点から、自治会を単位として結成することが望ましいが、世帯数の少ない自治会においては、複数の自治会が合同で組織を設置することもあります。
- 本市は、自主防災組織の発足を推進するとともに、発足済みの自主防災組織についてもより活動の活性化を支援するため、「松阪市地域防災活動推進助成金」により、結成時等に防災資機材の整備を支援します。
- 自主防災組織未発足の自治会に対しても、研修会等を実施することで発足を促していきます。

（2）自主防災組織の育成

- 県と連携して、各種の防災研修、訓練等を通じて、地域の防災リーダーの育成を図ります。
- 地域の防災活動への女性の参画や、子ども会、老人会等の多様な主体の参画による地域ぐるみの防災活動の推進を図ります。
- ハザードマップ等を活用した学習会を開催するとともに、実践的な図上訓練等を実施します。

2. 自主防災組織の防災活動への支援

- 本市は、自主防災組織の実施する防災活動に対し助言・指導等を実施、支援するとともに、「松阪市地域防災活動推進助成金」により防災資機材の充実等を支援していきます。

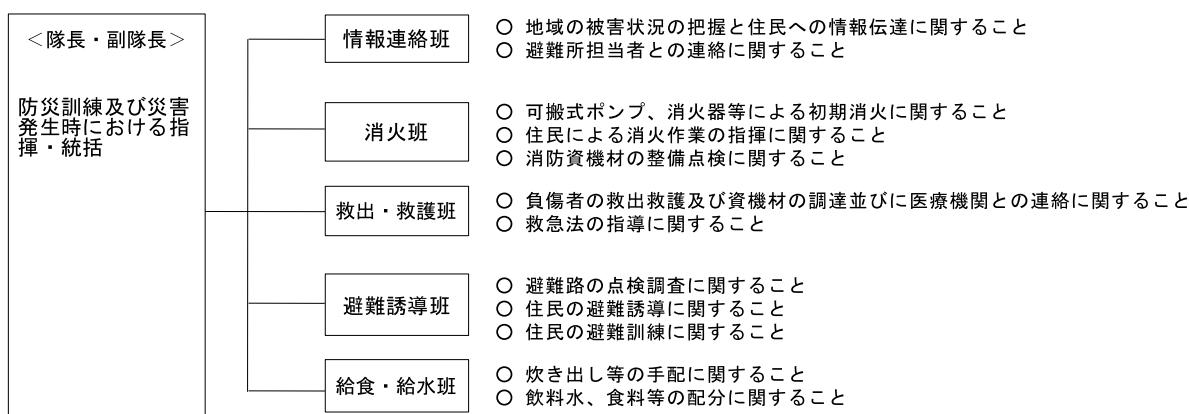
〔参考〕自主防災組織の活動等

地域の情報収集及び伝達を目的とした情報班、初期消火活動を任務とする消火班等地域の実情によって活動班を編成します。組織機能を十分発揮するために、平常時・災害時の活動内容を明確にするとともに、班別の任務を明示して担当者を決めておきます。

ア 自主防災組織の活動内容

区分	平常時の活動	災害発生時の活動
情報伝達	防災意識の普及及び高揚	情報の収集、伝達及び広報
消火	消火防止及び初期消火の徹底 初期消火訓練	出火防止 初期消火
救出・救護	資機材の備蓄、保守管理 救出及び救護訓練	救出援護 救出物資の配分
避難誘導	避難訓練	避難誘導
給食・給水	給食・給水訓練	給食・給水(避難所運営支援)

イ 自主防災組織の編成例（世帯数の多い自治会では、町内会毎に各班を編成し、ブロック長等を設け緊密な活動を図ります。）



◆市民の取り組み（自助）

- ☐ 地域の自主防災組織による防災活動へ積極的に参加します。
- ☐ 地域防災訓練等を通じて、防災資機材の使い方に慣れておきます。

◆地域の取り組み（共助）

- ☐ 自主防災組織がない地域はその発足をします。
- ☐ 地域に合った防災活動を継続的にしていきます。
- ☐ 年1回以上は防災資機材の点検をし、使い方に慣れておきます。

施策2 地域防災力の向上

2-2-2：住民自治協議会の防災体制の強化及び育成支援

◆市の取り組み（公助）

主体：防災対策課

住民自治協議会の防災体制の強化及び育成支援

1. 住民自治協議会の防災体制の強化及び育成支援

▶ 行動計画の目標

- 地域住民の防災活動の核となる住民自治協議会を通じて、地域防災力が向上する。
- 住民自治協議会の防災活動に積極的な女性の参画を進める。

▶ 具体的な取り組み

1. 住民自治協議会の防災体制の強化及び育成支援

- 「自分たちの地域は自分で守る」ことを防災の基本とした地域防災力の強化については、地域コミュニティの再生が必要不可欠であることから、住民自治協議会を「地域住民の自主的な防災活動の拠点組織」と位置付け、住民自治協議会内の自主防災組織の連携強化と運営支援等の中間支援組織としての体制づくりの推進に努め、「共助」の再構築に向けた取り組みの推進を図ります。

（1）地域防災力の強化

- 地域の実情等に応じた防災活動の強化を推進するため、様々な活動への支援を行います。
- 支援の具体的な活動としては、要配慮者を含めた多くの住民参加による防災訓練・避難所運営訓練の実施、地域防災マップの作成、防災研修等の住民への防災意識の高揚等の活動を支援します。
- 自助・共助・公助を原則として、減災と社会の防災力向上のために活動する意識、知識と技能を有する「防災士」や公的機関の防災教育受講者の育成に対し助成することにより、地域に根差した災害に強い「人づくり」を行います。

（2）女性参画の拡大

- 男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する方針・計画決定過程および防災活動の現場における女性の参画を積極的に導入し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を推進します。

◆市民の取り組み（自助）

- ☐ 地域の住民自治協議会による防災活動へ積極的に参加します。

◆地域の取り組み（共助）

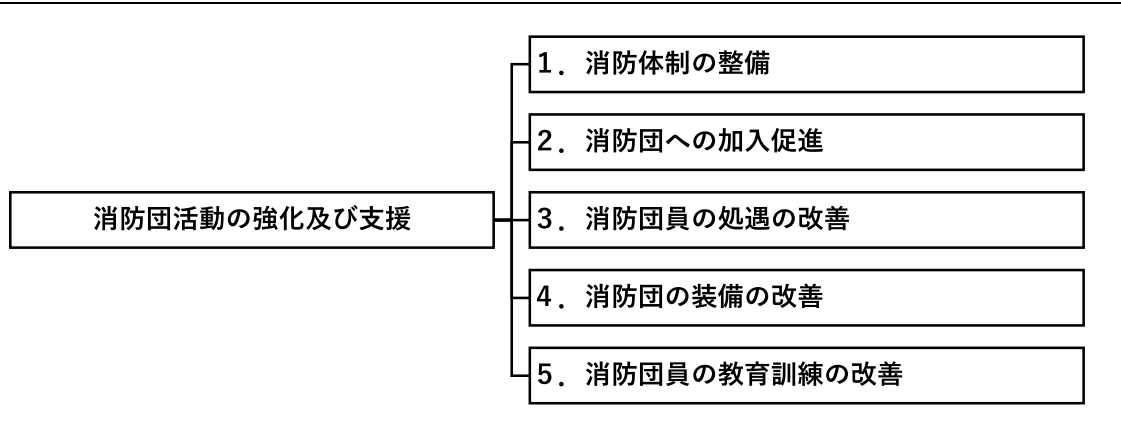
- ☐ 地域で避難経路を確認しておきます。
- ☐ 地域に合った避難訓練を実施します。
- ☐ 避難所運営ゲーム（HUG）や実践的な避難所運営訓練を実施します。
- ☐ 防災士や公的機関の防災教育の受講者の育成等、市と連携して人材を確保します。
- ☐ 防災活動への女性の参画を進めます。

施策2 地域防災力の向上

2-2-3：消防団活動の強化及び支援

◆市の取り組み（公助）

主体：消防団事務局



▶ 行動計画の目標

- 消防団を中核とし、多様な主体が適切に役割分担をしながら相互に連携協力する体制ができる。

▶ 具体的な取り組み

1. 消防体制の整備

- 消防団が松阪地区広域消防組合と連携し、初期消火、避難誘導等、地域の防災活動の中核として重要な役割を担っていることに鑑み、災害時に消防団員が効果的に防災活動を行えるように、平常時から能力向上の訓練を実施します。
- 消火栓が機能しない場合に備え、計画的に耐震性貯水槽の増進を進めます。
- 河川等の自然水利の活用や、さらにプール、ため池等を活用することで消防水利の多様化を図るとともに、適正な配置に努めます。

2. 消防団への加入の促進

（1）事業者の消防団活動に対する理解の促進

- 就業構造の変化により、農業や商店経営等の自営業者が減少している中で、被雇用者の消防団への加入促進にあたっては、消防団員が被雇用者としての所属する事業者の理解が不可欠であることから、「消防団協力事業所表示制度」を更に活用して協力事業所を増設します。
- 「みえ消防団応援の店」制度による地域防災の要である消防団員やその家族に対する応援の輪を広げ、消防団活動に対する一層の理解の促進に努めます。

- 消防団組織の適正運営と団員の資質向上に努め、さらに広域消防・自主防災組織等と連携を密にし、地域の総合防災力の充実強化に努めます。

（2）公務員の消防団への加入促進

- 大規模災害時の職員の参集体制の確保等にも配慮しつつ、本市職員の消防団への加入促進に努めます。

（3）若者の消防団への加入促進

- 長期的に消防団員を確保していくためには若い人材の確保が重要であり、幼年消防クラブの活動の活性化を通じた将来の消防団員となる高等学校以下の児童・生徒等若年層の消防団活動に対する理解の促進について、教育関係者の協力も得た取り組みに努めます。

（4）女性の消防団への加入促進

- 女性消防団は、地域の高齢者世帯への防火訪問や防火啓発活動、応急手当等救急救命活動の普及、災害時における後方支援活動、消防団広報など幅広い分野で活動しています。今後も女性消防団員の活躍が更に必要とされるため、人材確保をしていけるよう消防団活動への理解の促進に努めます。

3. 消防団員の処遇の改善

- 消防団は大規模災害時に地域で即時に対応し、厳しい状況の中で長時間にわたり災害対応に当たることとなることを踏まえ、消防団の活動の実態に応じた適切な報酬等の支給等金銭的な処遇の改善を図るよう努めます。

4. 消防団の装備の改善

- このような中で、本市としても消防団の装備の改善に向けた取り組みを促進しているが、一層の消防団の装備の充実を計画的に図るよう努めます。

5. 消防団員の教育訓練の改善

- 今後は、できる限り多くの現場指揮者となる者に指揮幹部科の課程を受講してもらえるような環境づくりに取り組み、また、常備消防と連携した教育訓練の実施等、消防学校以外の場における教育訓練の充実等、消防団員に対する資格制度の円滑な実施や当該資格を取得した消防団員の適切な処遇の確保等に努めます。

《行動計画編》

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

テーマ2 実践的な防災行動力を向上する〔発災前にすべきこと〕

ビジョン編

行動計画編

第1章

第2章

テーマ1 災害前

テーマ2 災害前

テーマ3 発災後

テーマ4 復興

第3章

第4章

第5章

テーマ2 実践的な防災行動力を向上する〔発災前にすべきこと〕 施策2 地域防災力の向上

〔解説〕消防団を取り巻く環境

公務員の消防団への加入促進にあたっては「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号）において、消防団員との兼職に関する特例が設けられ、特に消防団への加入促進のための具体的な法制上の手当がなされました。

なお、消防団員の処遇の改善については、法律施行令の一部改正により、退職報償金の全階級一律引上げが行われたが、出勤手当等については、多くの市町村において、地方交付税単価よりも実際の単価が低い状況にあります。

消防団の装備の改善については、「消防団の装備の基準」の一部改正が行われ、消防団員の安全確保のための装備や双方向の情報伝達が可能な情報通信機器、救助活動用資機材の充実が図られ、また、消防団の装備に関する地方交付税措置が大幅増額されたところ です。

消防団員の教育訓練の改善については、南海トラフ地震等大規模災害への対応という観点から消防団の現場指揮者の担う役割の重要性が増大してきたこと等を踏まえ、現場指揮者に対する指揮能力の向上、安全管理や救助活動等に係る教育訓練の充実を図るため、「消防学校の教育訓練の基準」の一部改正が行われ、消防団員に対する幹部教育のうち中級幹部科を抜本的に見直し、指揮幹部科として拡充されました。

◆地域の取り組み（共助）

- ☐ 自主防災組織や住民自治協議会と地域の消防団が一体となって防災活動の取り組みを進めます。
- ☐ 県が実施する「ちから・いのち・きずなプロジェクト」に伴う研修等へ積極的に参加します。

施策2 地域防災力の向上

2-2-4：地区防災計画の策定支援

◆市の取り組み（公助）

主体：防災対策課

地区防災計画の策定支援

1. 地区防災計画の策定支援

▶ 行動計画の目標

- 地区防災計画の策定を通じて、地域防災力が向上する。

▶ 具体的な取り組み

1. 地区防災計画の策定支援

- 地域向けの定期的なセミナー等を開催し、地区防災計画の取り組みの先進事例等の情報提供を図り、地区防災計画策定を促進します。
- 地域における防災力を高めるため、市内の地区居住者等から地区防災計画の提案があった場合、防災会議の議題としてとりあげ、十分な審査を行い地域防災計画に地区防災計画を定めることを検討します。

◆地域の取り組み（共助）

- 住民自治協議会等を中心に地区防災計画策定の取り組みを進めます。
- 策定にあたっては地域住民に呼びかけ、多数の参加を促すほか、高齢者や障がい者、女性の参画に努めます。

施策2 地域防災力の向上

2-2-5：企業の防災体制の強化及び支援

◆市の取り組み（公助）

主体：防災対策課，産業文化部

企業の防災体制の強化及び支援

1. 企業の防災活動への支援

2. 企業との連携強化

▶ 行動計画の目標

- 企業との連携強化を通じて、地域防災力が向上する。

▶ 具体的な取り組み

1. 企業の防災活動への支援

- 本市は、企業の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により企業の防災力の向上を図ります。
- 県や防災関係機関が実施する企業向けの事業継続計画（BCP）セミナー等への参加を促し、企業の防災活動の推進を図ります。

2. 企業との連携強化

- 本市は、大規模災害に備えて企業との災害協定の締結を推進します。
- 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、本市の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけるとともに、防災に関する助言・指導を行い、連携強化を図ります。

◆地域の取り組み（共助）

- 地域の企業と連携した防災活動の取り組みを進めます。

◆企業の取り組み（共助）

- 企業は、災害時に果たす役割（顧客及び従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献並びに地域との共生）を十分に認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練等の実施により防災活動の推進に努めます。
- 各事業所や施設は、予防計画・教育訓練計画・応急対策計画等を作成し、地域住民と連携し地域の安全確保に積極的に努めます。

施策2 地域防災力の向上

2-2-6：災害時協力井戸の取り組み

◆市の取り組み（公助）

主体：防災対策課

災害時協力井戸の取り組み

1. 災害時協力井戸登録制度の周知

2. 災害時協力井戸の登録・広報

▶ 行動計画の目標

- 災害時協力井戸登録を通じて、生活用水を確保できる。

▶ 具体的な取り組み

1. 災害時協力井戸登録制度の周知

- 本市は、井戸の登録だけでなく、地域の財産でもある井戸について、所有者等から申立のあった井戸を「災害協力井戸」として登録し、広く周知・公表を行うことで災害時の一助とします。
- 災害時における水の確保の重要性や意識高揚等に加え、地域における防災訓練等の際に井戸水の使用方法等についても啓発し、登録制度の周知に努めます。

2. 災害時協力井戸の登録・広報

- 現地調査を実施し、登録要件に適合すると判断できた井戸については、災害時協力井戸として登録します。
- 登録した井戸については、「災害時協力井戸」シートを井戸または周辺からよく見える場所へ掲出し、本市が所在地等を広報・周知します。

◆市民の取り組み（自助）

- 井戸所有者は災害時協力井戸の登録をします。
- 松阪市災害時協力井戸マップ（市ホームページ）を確認しておきます。

◆地域の取り組み（共助）

- 地域で災害時協力井戸の登録を促進します。